

基本計画

1. 基本計画とは

基本計画は、基本構想に位置づけた6本の柱と、それを支える持続可能な行財政運営の基本方針について、さらに部局ごとに施策として整理し、現状、課題、市民生活の目標像、取組方針などをとりまとめたものです。

桜井市では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指し、17のゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■施策とSDGsの17のゴールの対応表

	施策番号	施策名	SDGsの17のゴールとの対応
持続可能な 行財政運営	地域経営-1	協働の推進・地域活動の支援	17
	地域経営-2	情報共有の充実	17
	地域経営-3	広域行政の推進	3,11,17
	地域経営-4	行政経営の適正化	8,17
	地域経営-5	効率的な行財政運営の推進	8,17
桜井の個性を 活かした 活力あるまち 【観光・産業】	1-1	観光の振興	8,12
	1-2	農林業の振興	2,8,9,12,15
	1-3	工業の振興	8,9,12
	1-4	商業の振興	8,12
	1-5	雇用・労務対策の充実	8,10
健康・福祉 【健康・福祉】	2-1	健康づくりの充実	3
	2-2	地域福祉の充実	3
	2-3	障害者福祉の充実	3,8,10
	2-4	高齢者福祉の充実	3,8,10
	2-5	子育て支援の充実	1,3,5,8
	2-6	保育の充実	3,4,8
	2-7	地域医療体制の充実	3
	2-8	市民の生活支援の充実	1,3,16
様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】	3-1	幼児教育の充実	4
	3-2	学校教育の充実	4
	3-3	生涯学習の推進	4
	3-4	生涯スポーツの推進	3,4
	3-5	地域教育の充実	4
	3-6	歴史文化の保全と活用	4,12
	3-7	人権文化の確立	5,10
	3-8	多文化共生の推進	5,10
	3-9	男女共同参画の推進	5,8,10
環境共生 のまち 【環境】	4-1	環境教育・活動の推進	6,12,13,14,15
	4-2	循環型社会の創出	6,7,11,12,15
心豊かに暮らせるまち 【都市】	5-1	土地利用の最適化	11
	5-2	交通基盤整備の促進	9,11
	5-3	市内の移動の円滑化	9,11
	5-4	住環境・空き家対策の推進	9,11
	5-5	景観の保全と活用	11
	5-6	都市環境の向上	9,11
	5-7	生活排水の適正な処理	6,11,14
安全・安心に暮 らせるまち 【安全・安心】	6-1	災害対策の充実	11,13
	6-2	防災体制の充実	11,13
	6-3	交通安全対策の推進	11,16
	6-4	防犯体制の充実	11,16
	6-5	消防力の充実強化	11,13



2. 基本計画

持続可能な行財政運営

地域経営 1 協働の推進・地域活動の支援

				担当部	市民生活部
施策番号	地域経営 1	施策名	協働の推進・地域活動の支援	主担当課	市民協働課
関連組織	秘書課、管財契約課、商工振興課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働推進指針に基づき、市民と行政による協働のまちづくりの考え方の共有を図っている。 ● 外部の有識者等から構成される桜井市協働推進会議を設置し、協働に関する施策の検討を進めている。 ● 庁内横断的に協働を推進するため、庁内協働推進員会議を設置し、情報共有及び情報交換を行い、庁内の連携強化を図っている。また、協働に対する理解を深めるため、職員研修を行っている。 ● 市民活動交流拠点の設置、協働推進補助金制度、桜井市まちピカプロジェクトなどの事業により、市民活動団体を支援している。 ● 自治連合会や集会所改修等への補助金の交付、自治会活動保険への加入などにより、自治会活動の支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政が協働に関する考え方を共有し、ともに理解を深める必要がある。 ● 自治会役員の高齢化が進み、役員等の担い手が減少傾向である。また、共働き世帯が増え、自治会活動に参加できない人が多くなりつつあることから、参加を促進する工夫が必要である。 ● 人口減少により、地域の多様な主体と連携して地域の課題に取り組むことの検討が必要である。 ● 令和元年にオープンした子どもの広場であるが、近隣に同種の施設がオープンしていることもあり、リピーターを確保するための取組が必要である。 				
市民生活の 目標像	市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合って、より良い地域づくりに取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働の考え方を共有し、周知することで協働の機運を醸成する。 ● 市民と行政が互いの立場を理解し、信頼しあえる対等なパートナーシップを構築する。 ● 市民同士が信頼しあい、協力して暮らせる地域をつくるために、自治会と行政の連携を強化するとともに、市民活動団体の交流を促進する。また、自治会や市民活動団体に対し、柔軟な制度運営に努めながら支援を行う。 ● 広報紙やホームページ等で、自治会への加入を促すための啓発を行う。 ● 市民の交流の場として桜井市まほろばセンターの運営や子ども広場の適正管理を行う。 				

地域経営 2 情報共有の充実

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営 2	施策名	情報共有の充実	主担当課	行政経営課
関連組織	総務課、イノベーション推進室、議事課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市公式 SNS（X、LINE 等）を活用し、広報紙やホームページとは違った視点での情報発信を行うとともに、職員への操作研修やセキュリティ研修を実施することで、一層の内容の充実を図っている。 ● 市の広報に年 4 回「議会だより」を掲載し、桜井市ホームページで会議録及び本会議・委員会の議会映像（録画）を配信している。 ● 本議会・委員会を本庁一階ロビーにて、ライブ配信をしている。 ● 既存システムや規程類でのセキュリティ対策を講じている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が必要としている情報の把握と迅速な情報提供を行うため、内容に応じた職員の情報提供能力の向上と、市民目線に立った情報発信方法の検討と行政内部の取組体制の整備が必要である。 ● ホームページの構成と運用を見直し、より情報を取得・発信しやすい環境への更新が必要である。 ● ホームページ上で議会を視聴できるということについて、市民への広報活動を強化する必要がある。 ● 議会だよりの充実や、映像配信によって議会の役割や重要性などの理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 既存システムや規程類の定期・随時の更新が必要である。 				
市民生活の目標像	市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や SNS 等の多様な手段を効果的に活用し、市の特性や、市民生活に関する情報を発信する。 ● ホームページを刷新し、全ての利用者にとってより分かりやすく、必要な情報を迅速に見つけやすくなるよう、利便性の向上を図る。 ● デジタル情報技術についてはその双方向性を活用し、行政情報や防災情報等の積極的な発信・提供とともに、行政と住民相互の情報の受発信の促進を図る。 ● 市役所で保管している住民情報ははじめとした情報資産について、適正な情報セキュリティ対策を講じ、かつ、職員の利便性の向上や効率化を図るためのシステムや体制を整える。 ● 議会の映像を配信することにより、議会の役割や重要性などの理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 市役所で所有する公開可能なデータを 2 次利用できるものとしてホームページ上に公開し、事業者等がそれを活用することによって地域の活性化や課題解決等を図る。 				

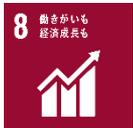
地域経営3 広域行政の推進

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営3	施策名	広域行政の推進	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、環境総務課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 県とまちづくり連携協定を締結し、補助金を活用しつつ、5つの地区においてまちづくりを進めている。 ● ごみ処理の広域化に向けて検討を行っている。 ● 奈良県広域消防組合に加入し、段階的に消防力の強化を進めている。 ● 3市3町3村により東和医療圏を構成し、高齢化社会の到来に対応するための医療体制を構築している。 ● 国民健康保険の県単一化に参画することにより、財源の安定と事務の効率化に取り組んでいる。 ● 県域水道事業等の統合に合意し、令和7年4月より奈良県広域水道企業団として水道事業を運営している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外からの観光客誘致のため、県及び県の南北軸と東西軸に沿った周辺市町村と一層連携を強化し、観光ルートの設定や体験メニューの開発を行う必要がある。 ● 住民ニーズが多様化・複雑化する中であって、行政区域を越えた共通課題を効率的に解決するため、周辺市町村との広域連携を推進する必要がある。 				
市民生活の目標像	周辺市町村と連携して事務の効率化を進め、住民ニーズや地域の課題に迅速・柔軟に対応している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に取り組んでいる県及び県内市町村との広域連携事業については、その連携を深化させるとともに、新たな事業についても、積極的に連携の可能性を模索する。 ● 単独の自治体による行政のフルセット主義から脱却し、周辺市町村との連携による事務の共同処理と公共施設の相互利用を図る。 ● 観光旅客や地域住民の移動手段の確保・維持、利便性向上のため、周辺市町村との地域公共交通の連携に向けて検討を進める。 				

地域経営 4 行政経営の適正化

			担当部	市長公室	
施策番号	地域経営 4	施策名	行政経営の適正化	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、総務課、管財契約課、イノベーション推進室、議事課、選挙管理委員会事務局				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政内での事務事業評価並びに施策評価とともに、外部有識者による外部評価を毎年度実施することにより、業務の適切な進行管理に努めている。 ● 業務の効率化や行政手続きの簡素化を図るため、行政のデジタル化を推進している。 ● 本会議等の議事次第の作成や資料収集を行う。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政のデジタル化推進にあたって、デジタル人材の育成や確保、職員の機運醸成が必要である。 ● 将来的な人口減少やそれに伴う税収減が見込まれることから、限られた行財政資源を有効に活用することが求められる。 ● 引き続き円滑な議会運営及び議会活動が行われるよう支援に努める必要がある。 				
市民生活 の目標像	組織の効率化や情報通信技術の活用により、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた行財政資源を有効に活用するため、組織の見直しとともに、施策の効果検証を適切に行うことで、各施策の優先度や重要度を明確にすることにより、一層の事務事業の選択と集中を図る。 ● デジタル技術や AI 等の活用による行政サービスの利便性向上や業務効率化を図るため、DXの推進体制を構築し、窓口改革をはじめとした地域課題に応じたデジタル実装の取組を計画的に進めていく。 ● 円滑な議会運営及び議会活動が行われるよう支援を行う。 ● 桜井市への移住、就業等を支援するため、また、桜井市の関係人口を増やすための情報発信や支援を行う。 				

地域経営 5 効率的な行財政運営の推進

			担当部	総務部	
施策番号	地域経営 5	施策名	効率的な行財政運営の推進	主担当課	財政課
関連組織	行政経営課、人事課、総務課、イノベーション推進室、管財契約課、税務課、市民課、出納課、監査委員事務局				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入が伸び悩む一方、扶助費など経常支出額は増加傾向にある。 ● 改訂した公共施設等総合管理計画や公共施設再配置方針アクションプラン等に基づき、面積総量縮減の目標に向けて取り組んでいるが、目標が達成できるペースでは進んでいない。 ● 内部システムのセキュリティ強靱化に取り組み、住民情報を取扱うネットワークとインターネット接続ネットワークを切り離し、住民情報等の保護に努めている。 ● 公金の支出等に関する市民の関心が高まっているため、公金出納事務をはじめとする会計事務を適正、効率的に行うこと、また予算の適正かつ確実な執行を行うことが求められている。 ● 住民の利便性の向上とともにマイナンバーカードの付加価値を上げるため、平成 29 年 7 月より証明書のコンビニ交付を開始し、政府マイナポイント事業によりカードの保有率向上につながった。令和 6 年 12 月 2 日以降の健康保険証廃止の影響もあり、カードの申請が再度増加しており、保有率は全国平均とほぼ同率となっている。市役所への来庁が難しい方を対象に、令和 5 年 11 月から戸別出張申請を開始し、保有率向上に努めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶助費や公債費、人件費といった固定経費の占める割合が高いことから、経常収支比率が恒常的に高く、行政課題への迅速・柔軟な対応が困難である。 ● 人口減少や少子高齢化が進行する中、公共施設の維持管理経費や更新費用の捻出が困難である。 ● 官民連携等の手法を検討するとともに、優先順位を付けて取り組んでいく必要がある。 ● 税制改正に対応しつつ、課税客体の把握・収納徴収業務の推進により市税収入確保に努める必要がある。また、卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金についても、自主財源確保のために引き続き獲得の努力を継続する必要がある。 ● eLTAX を活用した公金収納は、市税（国民健康保険税含む。）令和 5 年度から導入しているが、その他の公金については令和 6 年度現在で未導入であり、導入の推進が必要である。 ● マイナンバーカード交付促進に向け、取組内容の見直しや交付体制を整備する必要がある。 ● 職員の急な退職に伴う職員確保が困難であり、特に近年専門職の人員確保が難航し、職員の欠員が発生している。 				
市民生活の目標像	市民は、公平な負担のもとに税金が活用され、行財政事務の改善・効率化を図ることにより、適切な行政サービスを受けている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税客体の把握、収納及び徴収業務の強化、ふるさと寄附金の一層の獲得を通じ、市税をはじめとする自主財源、歳入全般の確保に努めるとともに、税金の効率的かつ効果的な活用を図る。 ● 中期財政計画（財政見直し）に基づく事業の選択と財源の集中により、財政の健全化を図る。 ● 予算編成における選択と集中、行財政改革、ファシリティマネジメントなどの推進により、経常収支比率の改善に取り組む。 ● 少子高齢化による将来の人口減少や財政見直し等を踏まえ、公共施設の保有総量削減・最適化、有効活用、質の見直し、PPP/PFI の活用検討について積極的に取り組み、市の人口規模・財政規模に見合った公共施設の最適配置を図る。 				

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード保有率の向上を目指し、コンビニ交付の PR やカードの利便性について、住民への一層の周知を図るとともに、新庁舎をデジタル化の拠点としたまちづくりを推進する。行政が実施するすべての事業の目的や成果、優先度、進捗状況等を的確に分析し、情報化の推進を図り、税金の適切な活用を行う。また、将来負担・財政リスクを踏まえた確実な計画・公金支出に対する確実な審査、及び執行管理を行う。● すべての職員が、自分の所属部署に関わらず、市民に対して適切に対応できるように、専門知識の習得や行政能力、接遇能力の向上などを図る。● 職員の心身の健康保持増進のための健康管理について見直しを図り、効率的かつ効果的な健診を行うことで、職員の健康面でのサポートを行う。● 採用者確保に向けた取組を実施する。 |
|--|--|

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

分野 1 - 1 観光の振興

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 1	施策名	観光の振興	主担当課	観光まちづくり課
関連組織	商工振興課、都市計画課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京フォーラムや各種イベントにおけるブース出店等により桜井市の情報発信を行っている。 ● 観光協会の SNS 等による情報発信や観光アプリを活用したプロモーションを行い、観光デジタル化の推進を行っている。 ● 行政・地元・長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や、行政・都市再生推進法人・地元・地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり、事業の検討を行っている。長谷寺門前町周辺地区においては、県による白河バイパス事業化の有無に注視し、事業化後の対応について準備を進めている。 ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人数のツアー観光客等に対応できる飲食店やお土産施設が少ない。 ● 観光地までの 2 次交通の充実が必要である。 ● 市内には多くの特産品が存在しているが、地域資源として活かされていない。 ● 観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の改善が必要である。 ● 観光客の多様なニーズに対応する体験型コンテンツの充実が必要である。 ● 長谷寺参道の歩行者の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。 ● 市の玄関口である桜井駅周辺地区では、空き家や空き店舗の増加により、中心市街地の空洞化が起り、地域の魅力・活力が低下し、賑わいが失われている。 ● 大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致を計画しており、事業手法としては民間の資金、活力を活用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を進めるため、まちづくり会社との連携を図る必要がある。 				
市民生活の 目標像	市民が桜井市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流のなかで観光を楽しんでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市の観光の姿を描く「桜井市観光基本計画」をもとに新たな観光にも戦略的に取り組み、市への誘客を図る。 ● 歩きたくなる参道の実現に向けて、一般車両の流入抑制（モール化）やモビリティ活用など、長谷寺参道における歩行者の安全性確保のための手法を検討する。 ● 桜井駅周辺地区においては、市内観光の結節点という地域特性を活かし、市の中心拠点として、地域の振興や機能強化を図り、地域の賑わいを再生する。 ● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。 ● 周辺市町村との連携により、山の辺の道や世界文化遺産「飛鳥・藤原の宮都」などのテーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外や外国からの観光客の誘客を図るとともに、特に中南和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努める。 ● 首都圏や中京圏から多くの観光客が来訪して長期間滞在してもらうために、観光客のニーズに沿った当市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでもらえるよう、受け入れ体制の整備に努める。 ● 市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる文化資源や歴史資産はもちろん、市の魅力 				

	<p>や新たな価値を、市民に対して積極的に啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none">● ツアー構築や効果的なプロモーション活動を通じて、当市を訪れる外国人を含む観光客の増加を図り、観光客の観光需要を顕在化させることで、受け入れ環境整備等、民間を中心とした投資の促進を図る。● 国内外の観光客に新たな来訪目的を提供するため、NAFIC を中心とした「ガストロミーツーリズム」、山の辺の道を中心とした「アグリツーリズム」、桜井駅周辺を発着する「サイクルツーリズム」等の事業を推進する。● 観光消費を高めるために、滞在型観光の推進を図る。
--	---

分野 1 - 2 農林業の振興

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 2	施策名	農林業の振興	主担当課	農林課
関連組織	商工振興課、農業委員会事務局				
SDGs への対応	    				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 ● 奈良県猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域を中心に、イノシシやシカ等有害野生鳥獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 ● 森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。 ● 防災重点農業用ため池の防災対策事業化に向け、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行っている。 ● 市町村治山事業による県費補助メニューが存在するが、現状事業化には至っていない。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、新たな担い手農家の育成や、若者が魅力を感じるような、新たな農業の仕組みづくりが必要である。 ● これまで有害野生鳥獣防除事業を実施してきたが、中山間地区以外の平野部の圃場や市街地において、野生鳥獣による人的被害など被害が拡大していることから、さらなる有害野生鳥獣対策事業の強化が必要である。 ● 林業については、森林経営管理法に基づき、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山林調査や境界確定等が必要である。 ● 防災重点農業用ため池の防災対策等に係る整備計画の作成、地元負担割合の決定及び防災対策等を円滑に進めるためには、財源やマンパワーを確保することが必須事項である。 ● 市町村治山事業化を進めるためには、財源やマンパワーを確保することが必須事項である。 				
市民生活の目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県の施策や各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就農者の育成を図るとともに、2次・3次産業との融合等を通じて、地域内外の需要の安定確保と農産物の高付加価値化を進める。 ● 安倍地区にある NAFIC 周辺地域においては、地元の賑わいづくり協議会と協力して、農業による地域の活性化について検討を進める。 ● 奈良県や関係機関との連携を図り、魅力ある農業を確立する。また、NAFIC 卒業生などの若者の就農を進め、農業を軸とした地域の活性化を行う。 ● 森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定する。また、森林環境譲与税を財源として、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促すとともに、木材の新たな活用方法等についても調査・研究を行い、2次・3次産業等と連携した新たな6次産業化製品の創造に努める。 ● 鳥獣対策の補助事業を広く周知する。また、放置果樹の撤去など個人でも取り組める鳥獣対策を情報発信する。 ● 治山事業や防災対策等を円滑に推進するための財源確保や人材の確保を国・県や庁内と連携して行い事業化に努める。 ● 効率的な農業の振興に向けスマート農業の導入を支援する。 				

分野 1 - 3 工業の振興

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 3	施策名	工業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の振興と安定のため、関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、桜井市の魅力の発信と地域の振興を図るための PR イベントを開催している。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井らしい個性と魅力を持った、様々な素晴らしい産品（資源）を認定することにより地域ブランド化し、ふるさと納税の返礼品への登録等により商品を PR することで、地域経済の活性化並びに桜井市の知名度の向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の生産性向上の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置などの支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、売却・賃貸を予定している産業用地等の情報を登録し、立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。 ● 企業誘致の新たな受け皿となる産業用地創出の可能性を検討し、実現に繋げるため、可能性調査を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 三輪素麺をはじめとする桜井市の特産品は、販売量最多の競合他ブランドの存在や、他地方のものとの差別化が不十分なため、競争力が高いとは言えないことから、これらの地域資源を活用するためには、ブランド力の向上が必要である。 ● 少子高齢化による人手不足・後継者不足などの厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 ● 事業用地等登録制度を策定したが、土地等の登録が進んでいないため、制度のさらなる周知が必要である。 				
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業については、他の製品との差別化・ブランド化により、競争力の強化を図ることが求められることから、中小機構による支援や、国から認定を受けた経営発達支援計画に基づき、市商工会と連携して対策を講じる。 ● 市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。 ● 市産業全体の活性化を促すための工業系企業の誘致については、当市の歴史的背景や美しい景観、自然環境などに配慮するとともに、道路等のインフラ整備について関係機関と連携しながら、情報の収集・発信を充実する。 				

分野 1 - 4 商業の振興

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 4	施策名	商業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルを誘致し、滞在型観光を推進することで、市内での経済波及効果を高めている。 ● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、桜井市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。 ● 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して、商店街が開催するイベント等に補助を行っている。 ● 中和幹線沿道大福地区について、企業誘致に向けた取組を積極的に進めており、今後も開発が見込まれる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民が一体となって、大神神社参道周辺地区への商業施設誘致を実現するために、まちづくり会社との連携が必要である。 ● 商店街では、経営者の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増加し、商店街としての魅力低下が問題となっているため、まちづくりと連動した商業の振興が必要である。 ● 人口減少や高齢化が進むとともに、インターネットによる購買方法の変化により、市内小売業者の販売金額が伸び悩んでいることから、中小企業や小規模事業者等への支援が必要である。 				
市民生活 の目標像	人が集まりにぎわい、商業者が活気にあふれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。 ● 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者を牽引するリーダーの育成や、まちづくり事業と連動した、空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、また、地産外消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップなど、市内の商業の活性化を支援する。 ● 中和幹線沿道大福地区の企業誘致を推進するため、規制緩和を前提に、用途地域や地区計画の変更等を検討する。 ● 大福地区企業誘致条例や、ホテル及び旅館の誘致条例に基づき奨励金の交付を行うとともに、桜井駅前エリアについては、誘致したホテルを核とした商業活性化の取組を促進する。 				

分野 1 – 5 雇用・労務対策の充実

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 – 5	施策名	雇用・労務対策の充実	主担当課	商工振興課
関連組織	-				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため、雇用対策協議会会員事業所のパンフレット等の情報を、希望する県立高校へ送付している。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生等の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種の不マッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも桜井市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 ● 地場産業の低迷により働く場が少なくなっているため、地場産業振興の取組を行いつつ、市内在住者に対し、幅広く安定的な雇用を創出できる企業を誘致する必要がある。 				
市民生活の 目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等関係機関の行う技能講習会等や就業情報について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● 本市の労働状況など、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 地場産業の振興の取組を進める一方で、企業誘致等により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行うとともに、一層の雇用の拡大につなげるため、地元及び関係機関と連携して、用途地域並びに地区計画変更の調整を進め、商工業系企業の出店率の向上に努める。 				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

分野2-1 健康づくりの充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2-1	施策名	健康づくりの充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	高齢福祉課、保険医療課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康日本 21（第三次）の取組分野にある、「栄養・食生活」・「身体活動・運動」・「飲酒」・「喫煙」・「歯と口腔の健康」に関する住民啓発や健康教育を実施している。 ● 生活習慣病対策では、各種検診の企画・準備・事後処理を実施している。また、ハイリスク者への事後指導を実施している。 ● 住民主体の通いの場において、身体づくり・地域の支えあいを目的に住民への後方支援を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフスタイルの変化、地域や家族関係の希薄化による生活力等の未成熟性があり、健康的な生活習慣の確立のための取組が必要である。 ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識の醸成や環境整備が必要である。 ● がん検診の受診率や特定健康診査の特定保健指導実施率は目標に対して低い状況で疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣の改善が実行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育の推進が必要である。 ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持するための、行政の後方支援の在り方について検討が必要である。 				
市民生活の目標像	健康寿命を大きく伸ばすために、市民の一人ひとりが主体的に、生涯を通じた生活習慣の改善と健康づくりに取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と関心を深め、生涯にわたり自身の健康状態を意識し、主体的に健康の保持・増進に努められるよう、健康づくり事業を推進する。 ● 乳幼児期からの心身の健康づくりのため、保護者世代への周知・啓発を強化する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践に取り組めるよう、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 感染症予防に対する正しい知識や情報等について、関係機関と連携しながら普及啓発を図る。また、感染症の発生とまん延を予防するため、予防接種率の向上に努める。 				

分野 2 - 2 地域福祉の充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2 - 2	施策名	地域福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	-				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的支援体制の整備として4中学校区に地域福祉相談員を配置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について解決を図っている。 ● 社会福祉協議会が中心となった幅広い福祉ボランティア活動の活性化や組織の強化と充実を図るため、社会福祉協議会の行う地域福祉事業に対して補助を行っている。 ● 地域における福祉活動に取り組んでいる民生児童委員や各種団体に対して補助を行っている。 ● 犯罪や非行のない明るい社会を築くため啓発を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した活動を通して把握された、住民が抱える生活課題に関する相談について包括的に受け止め、情報提供や助言を行うため、支援機関との一層の連携強化が必要である。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や、地域福祉を推進するために地域の課題を包括的に受け止める場を整備することが必要である。 ● 地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動を推進することが必要である。 				
市民生活の 目標像	市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現のため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりを進める。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者など多くの活動主体との情報共有を進める。 ● 地域に密着して活動を行っている民生児童委員を中心に、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることで、個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。 				

分野 2 - 3 障害者福祉の充実

				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 3	施策名	障害者福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援事業として、障害福祉サービスの支給決定及び障害者医療の充実を図り、地域生活支援事業として、障害者等にかかる相談支援、手話通訳等の意思疎通支援、日常生活用具給付扶助、移動支援等を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の現状や課題に関する周知が不足している。 ● 相談する専門的知識を有する者が不足している。 ● 障害各分野（身体・知的・精神）に応じた企業理解や就労条件整備が不足している。 ● 相談支援機関やサービス事業所との連携が不足している。 				
市民生活の 目標像	障害を持つ人が安心して、地域でともに生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させる。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援事業所等が中心となり、市の関係機関及び事業所から成る支援体制のネットワーク構築を図る。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるように、生涯を通じて障害や障害者への理解を深めるための、手話の周知や啓発講座等の福祉教育を推進する。 				

分野 2 - 4 高齢者福祉の充実

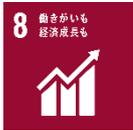
				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 4	施策名	高齢者福祉の充実	主担当課	高齢福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型と通所型のサービスは緩和した基準によるサービス（訪問型サービス・活動 A 及び通所型サービス・活動 A）を平成 29 年度から実施している。 ● 専門職による短期間で集中的に行われる通所型サービス・活動 C（短期集中予防サービス）を令和 4 年度から、地域住民が主体となって提供する通所型サービス・活動 B（通所型住民主体サービス）を令和 7 年度から実施しており、訪問型サービス・活動 D については引き続き実施に向けた検討を行う。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少と高齢化が急速に進展するなか、介護を必要とする人が増加する一方で、介護の担い手が不足する状況が発生しており、公的サービスだけでなく、地域住民が生活支援の担い手となって、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが必要である。 ● 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現には、地域における認知症への理解を深めるための普及・啓発活動が必要である。 				
市民生活の目標像	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」が構築され、暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金制度の動向を見ながら、高齢者が経済的に不安なく暮らせるよう、介護者に対する負担軽減事業（寝たきり高齢者への紙おむつ支給等）の充実を図る。また、健康な高齢者が、生活をより充実させる上で必要となる生活費を賄うための、労働機会の提供を図る。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 市全体で認知症高齢者等を見守り、支援するために、認知症の理解を広げるための現状の取組に加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や、地域で認知症を支える人材育成を行う。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設ける。 ● 在宅医療・介護の連携を推進する。 				

分野 2 - 5 子育て支援・こども施策の充実

			担当部	こども家庭部	
施策番号	2 - 5	施策名	子育て支援・こども施策の充実	主担当課	こども支援課
関連組織	こども政策課、保育教育課、社会福祉課、けんこう増進課、学校教育課				
SDGs への対応	   				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子の遊び場である子育て支援拠点を市内に3か所設置しており、利用者は年々増加している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」の利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）に加え、まほろばセンター内のドレミの広場に基本型を開設し、子育ての相談、情報提供、地域連携を行っている。 ● 気軽に利用できる子ども一時預かり事業を実施しているが、利用希望が多く、希望通り受け入れできない状況である。 ● 地域での子育ての孤立化を防ぐ取組として、出張ミニつどいの広場を月1回実施している。 ● 低学年（新3年生まで）の児童は1次募集で受け入れが可能であり、各学童保育所の定員の空き状況により2次募集を行っているが、地域によっては待機児童が発生しており、利用希望が多い長期休暇中に待機児童が発生する場合もある。 ● こどもの医療費助成は、未就学児は、現物給付、就学児は自動償還し、高校卒業までの一部を助成している。 ● 児童虐待の対応件数は増加傾向である。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方改革により、柔軟な働き方が推進され就業する保護者が増えてきているが、こどもの預け先が見つからず翻弄される保護者も増えている。 ● 相談窓口や支援事業は充実傾向にはあるが、支援事業につながらない保護者もいる。 ● 子育ての孤立を防ぐため地域との連携強化策が必要である。 ● 学童保育所は、児童数の減少にも関わらずニーズが高まっており、待機児童が発生している地域もあることから、学校の余裕教室活用についても検討を行う必要がある。 ● 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応を図るため、関係機関との一層の連携強化が必要である。 ● 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と、人材育成の仕組みづくりが必要である。 ● 地域住民や企業、団体が主体的に参画し、結婚・子育てを応援する機運や子どもの健やかな育ちを支える環境を地域ぐるみで形成していくことが必要である。 				
市民生活の目標像	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こどもを地域全体で育てる」という意識をもって、地域社会、企業、学校が、それぞれの知識や技術を活かして子育て支援ができるような地域環境の基盤づくりを推進する。 ● 悩みや問題の把握、解決のため、地域の協力を得ながら子育て相談や訪問活動を行い、それぞれにあった子育て支援施策と広報活動の充実を図り、継続して支援できるネットワークづくりに取り組む。 ● 問題解決のための市民啓発、関係団体との情報交流とネットワークづくりのために、情報提供や実践に結び付けるための研修会等の実施や専門的な指導、助言を受けることができる体制と支援事業の充実に取り組む。 ● 情報提供や実践に結び付けるための研修会の実施や、より専門的な指導・助言を受けることができる体制の構築に取り組む。 ● 待機児童の解消のため、学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会と連携する。 ● こどもの医療費の一部を助成し、こどもの健康保持を図ることに取り組む。 				

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 児童虐待未然防止のために、関係各機関との連携を強化し、早期発見、早期対応に取り組む。● 今後、こどもの貧困対策について関係各課で取り組む。● 子育て関連手続きの DX 推進、子育てに関する SNS 等を活用した情報発信などサービスの質の向上に取り組む。● 結婚に関する様々な相談に寄り添うことができる体制を構築する。● 地域全体で結婚や子育てを前向きに捉えられる雰囲気醸成するとともに、住民や団体・事業者等が協力して子どもの健やかな育ちを支える取組を推進する。 |
|--|--|

分野 2 - 6 保育の充実

			担当部	こども家庭部	
施策番号	2 - 6	施策名	保育の充実	主担当課	保育教育課
関連組織	こども政策課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立・私立の保育所等については、0歳児から2歳児の入所希望が多く、待機児童が増加している。 ● 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており、未就園児の場合はつくしんぼ広場で相談や交流の場を設けている。 ● 障害のある児童に対し、障害の程度を見ながら必要に応じて保育士の加配対応を行っている。 ● 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている。 ● 「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園の整備を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い保育を実施するため、老朽化している公立保育所の改善が必要である。また、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で、施設の建て替えや複合化等の検討を進めていく必要がある。 ● 0歳児から2歳児の待機児童の受け入れや、配慮を要する児童への保育士加配などのニーズへの対応には、保育士の増員等が必要である。 				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育を受けることができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育計画の一層の充実と、保育士等の資質向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けて、引き続き保育士の募集を行う。 ● 令和7年3月に改訂した「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、少子化など社会情勢変化に対応し、桜井市の実情に応じた持続可能な就学前教育・保育施設の整備を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。 ● 特に保育ニーズの高い0歳～2歳児の受け皿確保のため、小規模保育事業所の設置を検討する。 				

分野 2 - 7 地域医療体制の充実

				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 7	施策名	地域医療体制の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	高齢福祉課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、休日夜間応急診療所を運営し、一次救急医療体制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。 ● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう、医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。 ● 在宅医療・介護連携推進のための研修会、講演会を開催している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 切れ目のない在宅医療の仕組みを十分に構築できていない。 				
市民生活の 目標像	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスを受けることができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療体制の維持・充実を図る。 ● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成し、啓発を行う。 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制を構築・支援するために、引き続き連携マニュアル策定会議に参画する。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援が行える窓口の設置を行う。 ● 顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップを目指すために、医療・介護関係者の研修を開催する。 				

分野 2 - 8 市民の生活支援の充実

				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 8	施策名	市民の生活支援の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	こども政策課、保育教育課、学校教育課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護者に対し、各扶助の支給により最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。 ● 保健福祉センター陽だまりに生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとごと支援センター」を設置している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図り、「桜井市くらしとごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進することが必要である。 ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る必要がある。 				
市民生活の 目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の経済的給付の生活保護制度に加え、生活困窮者や被保護者の状況・自立阻害要因を把握した上で、ハローワークや「桜井市くらしとごと支援センター」等と連携し、就労支援や、相談窓口への取次ぎなど、一人ひとりに応じた具体的な内容の自立支援策を提供できる仕組みづくりを進める。 				

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

分野3-1 幼児教育の充実

			担当部	こども家庭部	
施策番号	3-1	施策名	幼児教育の充実	主担当課	保育教育課
関連組織	教育総務課、こども政策課、学校教育課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 一人ひとりを大切にする教育を行うため、教職員の資質向上、保育・教育方法の改善等のための研修を推進し、楽しい保育、楽しい園づくりに取り組んでいる。 ● 幼稚園、保育所の教職員が互いの施設に出向き、保育参加を行った。また、幼稚園・保育所の教職員が合同での研修会を開催している。 ● 「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園の整備を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもに関わる様々な課題に対応するための研修を充実させる必要がある。 ● 就学前教育の現状を見ると、幼稚園のこどもは減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しい状況にある。 ● 一部園舎の老朽化が進んでいる。 ● 保育・教育ニーズの多様化に対応した教育環境の充実が必要である。 				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育の機会を受けられる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、教職員が自己啓発できる様々な研修を、園内・園外で実施する。 ● 令和7年3月に改訂した「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、少子化など社会情勢変化に対応し、桜井市の実情に応じた持続可能な就学前教育・保育施設の整備を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。 				

分野3-2 学校教育の充実

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-2	施策名	学校教育の充実	主担当課	学校教育課
関連組織	教育総務課、社会福祉課、こども政策課、保育教育課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力学習状況調査を行っている。 ● 現代的な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応し、誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めている。 ● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成に努めている。 ● 教職員が ICT を効果的に運用するための保守・管理体制を強化している。 ● こどもたちの教育効果を高めて学習理解を助けるために、必要な教材等の整備を行っている。 ● 教職員の資質向上のため、研修会を開催している。 ● 生活に困窮する児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行っている。 ● 学校給食センターでの給食提供に関し、SPC、運営事業者と連絡調整を密にし、給食提供及び維持管理を適切に行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力を向上させるためには、継続的に児童生徒の学習状況を把握する必要がある。 ● いじめ、不登校、差別発言等に対応するための積極的な生徒指導、人権教育を推進する必要がある。 ● 学校現場の多岐にわたる教育課題の解消には、市費の教職員（市費講師、支援員等）の拡充が必要である。 ● ICT 環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。特に、教職員に高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習を行うためのスキルが十分ではない。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化しており十分な対応が困難である。 ● 学校の小規模化が進む中、学校規模の適正化を図っていく必要がある。 				
市民生活の目標像	こどもたち一人ひとりが、安全・安心で充実した学校教育が受けられる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び本市の課題である学力・規範意識向上に向け、児童生徒の学力や学習状況を把握するため、全国学力学習状況調査を実施し、その結果分析等に基づき ICT 機器などを活用して授業改善を図る。 ● 学校現場における様々な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応するため、より効果的な教職員研修を実施する。 ● 適応指導教室や関係機関との連携を図り、不登校となっている児童生徒への学校復帰に向けた取組を充実させる。 ● 「GIGA スクール構想」における ICT 教育の環境を、常に最適なものにする。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒の増加傾向や、相談内容の多様化に対応するため、スクールカウンセリングの充実を図る。 ● 学校として望ましい規模の確保を図りながら、これからの少子化に対応した、新しい学校づくりを推進する。 				

分野3-3 生涯学習の推進

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-3	施策名	生涯学習の推進	主担当課	社会教育課
関連組織	中央公民館				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な世代や多様化する学習意欲に応じて、学びと交流の場を提供するため、各種の生涯学習講座を開講している。 ● 中央公民館や図書館などの社会教育施設は人々の学習活動の拠点として運営している中、現在、文化芸術活動の場である市民会館は休館している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族のあり方が変化し、生活環境が多様化しているため、来館可能な市民が限定化している。 ● 講座のテーマは、文化だけに限らず、幅広い年齢層に対して、様々な分野の自発的な学習を促進できるような魅力ある講座を検討していく必要がある。 ● 公民館や図書館等の社会教育施設や市民会館について、そのあり方や設備整備等の方向性の確立が課題である。 				
市民生活の目標像	生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果を個人の生きがいや地域づくりの活動に活かしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会の充実を図る。 ● 生涯学習を通じて指導者となり得る人材の発掘等、地域づくりのための活動支援を行う。 ● 社会教育施設等の耐震化や老朽化の問題に適切に対応する。 ● 市民が図書館に来館する機会を創出するため、講演会などを開催する。 				

分野3-4 生涯スポーツの推進

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-4	施策名	生涯スポーツの推進	主担当課	社会教育課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 約 50 年前に整備された芝運動公園運動場をはじめ、約 40 年前の「わかさ国体」開催時に建設された各種体育施設・設備・用具が経年劣化している。 ● こどもたちを始めとする若者の競技力向上や体力づくりをはじめ、多世代の方がスポーツを身近なものとして感じ、気軽に参加できる体制づくりを行い、事業を遂行している。 ● スポーツへのニーズに対応するため、スポーツ指導者やボランティア、地域におけるスポーツリーダーの育成に取り組んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用する市民が安心・安全に利用できるように、施設維持の管理に努める必要がある。 ● 令和 13 年度に奈良県で開催予定である「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」）」に合わせ、選手・関係者・来訪者のため、快適な空間づくり整備が必要である。 ● スポーツの多様化により、近年のスポーツの変化に対応できる体制づくりに取り組む必要がある。 ● 市民体育大会を始めとする各種既存体育イベントの見直しを図っていくことが必要である。 ● 部活動地域移行において、地域指導者の確保が必要である。 				
市民生活の目標像	誰もがスポーツ活動を楽しみ、生きがいを持って暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもたちが自ら意欲をもって、競技力の向上や体力づくりに取り組める環境づくりを行う。 ● 多世代がスポーツを身近なものとして感じ、地域の特性を活かした活動に参加できるよう、体育協会を中心とする関係団体との連携、協力のもとに、総合型地域スポーツクラブが活動するための支援を行う。 ● 利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、老朽化した施設の現状などを的確に把握し、市民ニーズに対応した施設の整備を進める。 ● 部活動地域移行について、課題解決に向けて、学校教育課・中学校・生徒・その保護者、体育協会等と段階的に取り組んでいく。 				

分野3-5 地域教育の充実

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-5	施策名	地域教育の充実	主担当課	社会教育課
関連組織	-				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年センター指導員を中心に積極的な市内巡視の実施や、各校区協議会で研修を行うなど青少年の健全育成に関して活動している。 ● 家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やし、活動を通して共に問題解決に向かって学習する場として、講演会や学習会を企画・運営している。 ● 青少年の健全育成に関わる社会教育団体の活動に対して支援を行っている。 ● こどもたちのスポーツ・文化活動など心身ともに健全な人材の育成につながる活動に対して支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 価値観やライフスタイルの多様化、SNSの普及など、情報通信技術の急速な進展に伴って、青少年を取り巻く環境が激しく変化していることを踏まえ、学校・家庭・地域が協力して取り組む必要がある。 ● 活動団体の員数減少など、地域での活動に参加する数が減少しており、少子化の影響のみならず、地域の教育活動への関心が低い。 				
市民生活の目標像	青少年やこどもたちが地域の人々に見守られ、いきいきと学び、活動している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して、地域での教育活動に向けた取組体制を推進する。 ● 教育相談、子育ての悩みに対し関係機関と連携を取りながら支援を行う。 ● こどもがスポーツ・文化等の活動を行い、成果を発揮できるよう、そのチャレンジする活動に対して支援を行う。 				

分野3-6 歴史文化の保全と活用

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-6	施策名	歴史文化の保全と活用	主担当課	文化財課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市文化財保護審議会において、市内の文化財の指定や保存活用について検討している。 ● 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において史跡纏向遺跡の保存や活用の方針を検討し、保存活用計画に基づき纏向遺跡の整備事業を推進している。 ● 桜井市纏向学研究センターの活動や、(公財)桜井市文化財協会への支援を通じ、市内の文化財に関する調査・研究成果等の情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の向上に努めている。 ● 東京フォーラムやヤマト地域連携推進協議会による他市町村との連携事業により、首都圏や他地域に対する市内の歴史文化遺産の情報発信を行っている。 ● 市が所有する遺跡・古墳等の維持管理を地元区と連携して行い、地域住民が文化財に親しみを持ち、保存・継承に対し理解を深められるよう努めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎化・少子高齢化により文化財の保存・継承が年々難しくなっており、文化財の維持・管理の面において所有者の負担が増大している。 ● 市内に数多く存在する文化財の現状を的確に把握し、自然災害や火災・盗難等から文化財を守るための取組を充実させる必要がある。 ● 出土遺物や写真等の調査記録が年々増加しており、保存管理のための収蔵スペースが不足している。 ● 文化的景観の保全を通じて、市内の歴史文化資源を活かしたまちづくりの方針を展開する必要がある。 ● 先端技術を活用した歴史文化遺産の情報発信を進め、市内文化財の魅力を発信する必要がある。 				
市民生活の目標像	文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保存・活用は、市民とともに考えることであり、まちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、市民がどのように整備・活用をしたいか等を積極的に聞きながら、市民が接しやすいような環境を整える。 ● 市内各所で眠っている文化財の調査に取り組み、市内の重要遺跡の史跡指定・公有化を進めるとともに、纏向遺跡をはじめとする史跡の保存・活用を年次計画的に推進し、遺跡の整備や出土遺物の保存を行い後世に伝えていく。 ● 来訪者や地域住民の学習・交流や憩いの場を提供することを目的として、史跡纏向遺跡の活用拠点を整備する。 ● 「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録に向けて、講演会の開催やイベント等での啓発物品の配布など、様々な機会を通じて積極的に行われている。今後、桜井市も引き続き橿原市・明日香村と連携し事業を継続して行く。 ● 市民とともに考えながら、桜井市の持つ「国のまほろば」という側面を活用したストーリー性のある情報発信など、豊富な歴史文化遺産を活かして市の魅力創造と市民の郷土愛を醸成する。 ● 先端技術を活用した歴史文化遺産の情報発信を進める。現在運用しているARアプリ纏向犬のコンテンツを追加し、幅広く纏向遺跡の魅力発信につなげていく。 				

分野3-7 人権文化の確立

				担当部	市民生活部
施策番号	3-7	施策名	人権文化の確立	主担当課	人権施策課
関連組織	社会福祉課、商工振興課、学校教育課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関わる講演会・研修会等を実施している。 ● パネル展示や駅前での啓発活動を行っている。 ● ふれあいセンターでの人権フェスティバルや各種講座を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の人権の中心である各校区人権教育推進協議会の研修会や人権講演会の参加者は増加傾向にあるが、高齢者が多く、若年層が自ら参加したいと思えるような研修が必要である。 ● 人権三法が施行され、周知されているが、今なお差別は存在する。 ● 情報化の進展に伴って差別の状況にも変化が生じている。 				
市民生活の目標像	人権を尊重し、一人ひとりの立場や価値観を認め合って生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会や学校など、あらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会や各小学校区人権教育推進協議会の強化を図り、若年層が自ら参加したいと思えるような研修内容の充実に努める。 ● 市民一人ひとりの人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまち」づくりのために、広報紙等による啓発や「差別をなくす市民集会」等の各種講演会や研修会などによる啓発機会の充実に努める。 ● 多様化・複雑化する差別問題に対応するために、庁内研修等を行うことにより、職員の意識とスキルの向上に努める。 				

分野3-8 多文化共生の推進

			担当部	市民生活部	
施策番号	3-8	施策名	多文化共生の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	行政経営課、観光まちづくり課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍市民や外国人観光客が少しずつではあるが増加傾向にある。 ● 市の教育方針に沿って国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図ることを目標に、情報や学習機会の提供に努めている。 ● 市の生活全般に関係した「生活手帳」を日本語版と英語版で作成し、ホームページに掲載している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の生活の利便性を向上させるために、市の制度等について、多言語化して情報提供する取組が必要である。 ● 外国人に防災の重要性を理解してもらい、災害時には迅速に避難するなど、自主的な対策がとれるような取組を行う必要がある。 ● 市民の異文化理解を一層促進する必要性がある。 ● 外国人が生活する上で、必要な情報の取得や生活上の悩みを気軽に相談できる人間関係があり、外国人の現状を把握し、互いに尊重しあえることができる地域づくりが必要である。 ● 外国人に対する様々な偏見や差別を克服するための取組が必要である。 ● これらの課題の克服に向けた市職員や市民向けの研修の実施が必要である。 				
市民生活の目標像	多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 友好都市などの他地域との交流や、地域の諸団体と連携した国際交流などを通じ、より多くの市民が国内外の様々な文化への理解を深められるよう支援する。 ● 国際交流団体や諸団体と連携して国際理解を深めることで、市内に在住する異なる文化を持って暮らす外国人が、精神的な負担を感じることなく暮らせるよう支援していく。 				

分野3-9 男女共同参画の推進

			担当部	市民生活部	
施策番号	3-9	施策名	男女共同参画の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての人が暮らしやすく、個性と能力を發揮できる、男女共同参画社会の実現のため、啓発活動、情報提供を行うとともに、学習機会を設けている。 ● 「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」と連携し、地域活動や団体活動を通して男女共同参画を促進している。 ● 女性相談や女性の就業支援を行っている。 ● 「第2次さくらい男女共同参画プラン 21」の庁内推進体制の整備を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の間には、依然として性別による固定的役割分担意識があり、一人ひとりの意識改革を促すとともに、意識の浸透には継続的な啓発活動に加え、情報や学習機会の提供が必要である。 ● 男女共同参画の実現は商工振興課・学校教育課などと連携し、学校や地域、職場、家庭など日常の様々な場面で正しい知識を身につけ実践していく必要がある。 ● DVを含む女性相談や就業支援は、今後も県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制等の充実を図る必要がある。 ● 「第2次さくらい男女共同参画プラン 21」の各課の施策の進捗状況を把握し、これまでの成果や課題の検証が必要である。 				
市民生活の目標像	全ての人がともに認め合い助け合い、それぞれの能力を發揮し安全にいきいきと生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を發揮するために、家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野を通じて、市民に男女共同参画の啓発活動・情報提供を行う。 ● 全ての人が、仕事や家庭を両立し、安心して生活できるような環境づくりを推進する。 ● 第3次さくらい男女共同参画プラン策定に向け、施策評価を行う。 				

分野：4. 環境共生のまち 【環境】

分野4-1 環境教育・活動の推進

				担当部	環境部
施策番号	4-1	施策名	環境教育・活動の推進	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課				
SDGsへの対応	    				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化による、異常気象が顕著になってきている。 ● 市の事務事業で発生する温室効果ガスは、グリーンパークが大部分を占めている。 ● 3R（リデュース・リユース・リサイクル）や環境保全の啓発のため、環境フェア、リサイクルフェアを開催しているが、参加者人数は横ばいとなっている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策の一環として、市自らの事務事業における温室効果ガス等の排出量を率先して削減する必要がある。 ● 環境フェアなどの啓発イベントを開催しているが、横ばいとなっている参加人数を増やすためにも、既存の展示や啓発方法にとらわれず、環境問題を分かりやすく伝える工夫が必要である。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）について、分かりやすく興味を持ってもらえるように、啓発の仕方やツールの活用についての工夫が必要である。 				
市民生活の目標像	市民一人ひとりが環境保全や環境美化に取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3次桜井市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理を行い、温室効果ガスの削減に努める。 ● 市の事務事業で発生する温室効果ガスはグリーンパークが大部分を占めているので、焼却炉の改修工事による削減量を注視していく。 ● 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。 ● ボランティア清掃の参加者を増やすため、市ホームページ等で啓発を行う。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）の啓発を市ホームページ等で行う。 				

分野 4 - 2 循環型社会の創出

			担当部	環境部	
施策番号	4 - 2	施策名	循環型社会の創出	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課、施設課				
SDGs への対応	    				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 5種 11 分別の収集を実施し、再資源化、ごみの適正処理に取り組んでいる。 ● 太陽光条例を制定し、太陽光発電設備の適正な設置に取り組んでいる。 ● ごみ処理施設（グリーンパーク）は環境保全委員会のチェックの元、概ね順調に稼働している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少とともにごみの量は減少傾向にあるが、リサイクル率は横ばいとなっている。 ● 太陽光パネルの適正な設置によって、自然環境や景観の保全を図ることが必要である。 ● 廃棄物処理施設で処理できない一般廃棄物への対応が必要である。 ● ごみ処理施設のあり方について、幅広く方向性を検討することが必要である。 				
市民生活の目標像	市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別収集について市民・事業者・滞在者の負担軽減を図りながら、日常生活の中で 3R の実践と環境保全についての意識が高まるよう啓発を行う。 ● 地域における再生可能エネルギーの活用を推進するため、行政において地球温暖化防止に関する活動に率先して取り組むとともに、常に最新の情報を市民と共有するように努める。 ● 持続可能で効率的なごみ処理とリサイクル体制構築のため、ごみ処理の広域化も含め最善の方法を検討する。 				

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

分野5 - 1 土地利用の最適化

				担当部	都市建設部
施策番号	5 - 1	施策名	土地利用の最適化	主担当課	都市計画課
関連組織	-				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市では、クルマ社会の進展に伴い、郊外部への人口の流出や、商業施設等の日常生活サービス施設が分散傾向にある。 ● 桜井市立地適正化計画を策定し、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する公共交通体系の方針等を示している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地の空洞化や、これに伴う地域の魅力・活力の低下が懸念されることから、高齢者や子育て世代が安心できる、健康で快適な生活環境を実現することが求められている。 ● 効率的・効果的な行財政運営を行うために、立地適正化計画に基づく集約型・地域連結型のコンパクトシティの実現を目指し、都市機能の誘導や居住の誘導に向けた施策・事業を行うことが課題である。 ● 都市農家に対して都市農地の重要性を認識してもらい、都市農地を保全していく必要がある。 				
市民生活の 目標像	時代にあった適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の求心力を高めるため、商業施設等の都市機能を誘導するとともに、多世代が交流できる拠点の整備を進める。 ● 良好な居住環境を構築するため、地域特性を活かした空き家の利活用や、新たな多世代居住地の確保を進めるとともに、高齢者を地域で支える取組を進める。 ● 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換した国の政策に沿って、居住地と農地との調和を図りつつ、良好な住環境の維持・保全に努める。 ● 自然・歴史が調和したまちの形成を目指して、地域コミュニティの維持・活性化に取り組む。 				

分野5-2 交通基盤整備の促進

			担当部	都市建設部	
施策番号	5-2	施策名	交通基盤整備の促進	主担当課	土木課
関連組織	都市計画課、管財契約課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の全橋梁 421 橋の近接目視による2巡目の定期点検が完了した。点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を見直し、計画的に橋梁の修繕を実施している。また3巡目の橋梁定期点検を順次実施している。 ●トンネル長寿命化修繕計画の策定が完了した。次回の点検までに、計画的にトンネルの修繕を実施予定である。 ●歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策として、学校、警察と合同点検を実施した。点検結果を踏まえ計画的に対策を実施している。 ●桜井市の道路構造に関する条例は、令和4年度に自転車道に係る内容を改正した。 ●バリアフリー基本構想の中に、実施すべき特定事業として道路特定事業を位置付けている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の老朽化が進んでおり、舗装・道路構造物の補修等が必要である。 ●橋梁・トンネルは長寿命化修繕計画に基づいて5年に1回の頻度で点検を行っている。点検結果がⅢ判定の物については次回点検までに補修工事を行う必要がある。 ●通学路の安全対策は、通学路の合同点検で指摘された危険箇所について早急に改善する必要がある。 ●地域住民の高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 ●道路特定事業計画に基づき、歩行者にとって安心・快適な環境整備を進める必要がある。 				
市民生活の目標像	道路の環境整備が行き届いており、利用者がどんな状況においても移動に問題がない				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁・トンネルの長寿命化や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化などを進める。 ●緊急性や有効性を十分に検討した上で、新たな道路整備事業にも取り組む。 ●道路の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等、きめ細かな道路管理については市民の協力と合意が不可欠であることから、自治会等の地域コミュニティと連携した取組体制の充実を図る。 ●今後、AI等最新技術を用いた管理体制の構築を進め、交通基盤の更新や維持管理を推進する。 				

分野5-3 市内の移動の円滑化

				担当部	市長公室
施策番号	5-3	施策名	市内の移動の円滑化	主担当課	行政経営課
関連組織	都市計画課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市地域公共交通活性化再生協議会での協議に基づき、市内各地域でのコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーの運行を実施している。 ● 広域路線バスの運行についても、奈良県地域公共交通改善協議会での協議・調整により実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内公共交通の利用者数の減少に伴い、市の財政負担が増大していることから、持続可能な公共交通網構築のための施策を行う必要がある。 ● 今後は、運転免許証を返納する高齢者の増加が見込まれることから、公共交通の利用を促すような取組が求められる。 ● 市民や市外からの来訪者にとって、公共交通の認知度が低いことが課題である。 				
市民生活の目標像	利用状況や地勢を考慮した最適な公共交通網を整備することで、誰もが快適かつ安全に手軽に安心して公共交通を利用できる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の公共交通網を再編することにより、持続可能な公共交通の実現を図る。 ● 市民に対しては生活交通として、また、来訪者に対しては観光施設等へのアクセス手段として、公共交通の利便性を高めるとともに、公共交通の利用促進を図るための啓発活動にも取り組む。 				

分野5 - 4 住環境・空き家対策の推進

			担当部	都市建設部	
施策番号	5 - 4	施策名	住環境・空き家対策の推進	主担当課	住宅課
関連組織	営繕課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年3月31日現在、市営住宅472戸、改良住宅180戸を管理している。当面の10年を計画期間として策定した桜井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト（LCC）を削減してまちづくりに資すべく、地区ごとに基本計画を策定する方向性を決定している。 ● 桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策を実施している。 ● 桜井市大福地域まちづくり協議会を設立して、「高齢者や子育て世代が地域に生き活きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けた検討及び取組を行っている。 ● 桜井市空家等対策協議会の意見を踏まえながら、桜井市空家等対策計画に基づく空き家対策の施策を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等長寿命化計画については、財政負担を低減するためのPFI等の事業手法、財源の確保等について引き続き十分に検討する必要がある。また、まちづくり計画や立地適正化計画等、関連する計画と十分に整合性を取っていく必要がある。 ● 既存木造住宅耐震診断、既存木造住宅耐震改修については、低調な傾向となっているが、今後も引き続き耐震事業の重要性を市民に訴えていく必要がある。 ● 近鉄大福駅周辺地区まちづくりの基本協定に掲げる取組を具体化させるため、地域の特性や課題の確認、及び当事者によるマネジメント意識の醸成を更に進めて基本計画を取りまとめ、個別の事業を推進していく必要がある。 ● 適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。 				
市民生活の目標像	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等入居者や公共施設利用者が安全かつ安心して利用できるよう、建築物の耐震化や、子育て世代、高齢者や障害者に配慮した快適な施設空間の整備を進める。 ● 市民が自ら良好な居住空間の維持管理に取り組めるよう、市民意識の啓発や情報提供の充実を図りつつ、市街地における既存住宅ストックの有効活用なども含め、多様な世代の暮らしを支えるための支援策を調査研究する。 ● 所有者等による空き家等の適切な維持管理を促進するとともに、空き家等の利活用による地域活力の維持・増進に取り組む。 				

分野5-5 景観の保全と活用

			担当部	都市建設部	
施策番号	5-5	施策名	景観の保全と活用	主担当課	都市計画課
関連組織	観光まちづくり課、商工振興課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市景観計画、景観ガイドラインをホームページで公開、窓口で配布し市民に良好な景観に対する理解を促進している。また、届出義務のある行為については届出を通じて、現にある良好な景観の保全に努めている。 ● 補助金を活用し市民が積極的に景観を守る取組を進めている。 ● 景観ガイドラインに即した公共施設を整備し、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観ガイドラインに示されている景観づくりの取組状況など、景観に関する情報を明確に伝える必要がある。 ● 施策の意義を住民に周知させ、景観計画で定める届出の必要がない小規模な建築物についても、良好な景観づくりに取り組んでもらえるよう努める。 ● 補助金を活用した修景事業等、市民が積極的に景観を守る取組を促進させる必要がある。 				
市民生活の 目標像	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和によって育まれることから、市民自らが主体的に景観づくりに取り組めるよう、景観に関する啓発・知識の普及、及び情報の提供を通じて地域のまちづくり活動を促進する。 ● ガイドライン制定エリアでは特に、修景に関する事業の意義や価値を住民に周知させ、制度の活用を促す。 ● 公共事業においては、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組む。 ● 現にある景観の保全と併せ、新たに良好な景観の創出を図り、観光その他の地域間の交流の魅力を高める。 				

分野5-6 都市環境の向上

			担当部	都市建設部	
施策番号	5-6	施策名	都市環境の向上	主担当課	都市計画課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人当たりの都市公園面積は 4.2 m²/人で、近隣都市と比較しても低い水準となっており、日常的なレクリエーション施設の水準は、社会のニーズに対して不十分な状況である。 ● 国の補助金を活用し、鳥見山緑地公園を歴史文化資源および自然環境を生かした学習の場となるよう、都市公園事業として整備を再開し、供用を目指す。 ● 公園管理については、予算の範囲内で最大限の適正管理に努めており、予算の不足する範囲については、都市計画課職員にて、草刈・樹木剪定・公園定期点検等を実施している。公園清掃ボランティアへの参加者数は減少傾向にあるものの、十分な活動協力を得られた。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園管理については、市民や地域ボランティア団体等が積極的に参加できる仕組みを整えるとともに、多くの参加を促す仕組みの充実が必要である。 ● 公園内の高木管理については、必要最低限の対応となっており、強風等により倒木の恐れがある枯木や成長しすぎた支障木等の対応が必要である。 ● 緊急を要する遊戯施設については修繕対応のみとしていたが、桜井市公園施設長寿命化計画に基づき、修繕及び改築について適切に取り組んでいく必要がある。 ● 都市公園バリアフリー対策事業は、鳥見山緑地公園整備事業および桜井市公園施設長寿命化計画の進捗状況により検討を行う必要がある。 				
市民生活の目標像	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン化を推進するなどして、誰もが安全に安心して、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進める。 ● 公園緑地に対する新たなニーズ、多様化するニーズに応えるために、アンケートによるニーズ把握やアダプトプログラム等を活用した市民との協働による効果的な整備、適正で効率的な管理を進める。 ● 桜井駅南口広場は市の中心拠点として市民が集い憩える滞在環境の向上を目指し、施設配置や規模等の検討を進める。 				

分野5-7 生活排水の適正な処理

				担当部	都市建設部
施策番号	5-7	施策名	生活排水の適正な処理	主担当課	下水道課
関連組織	環境総務課、施設課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道・合併浄化槽の普及を進めているが、普及率が伸び悩んでいる。 ● 人口減少、低接続率のため使用料収益が伸びない。 ● 下水道施設の老朽化が進行している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 未だ下水道未普及地域があるが、未普及の解消に期間を要する。 ● 今後、管路の老朽化が進むことが予想され、点検・更新費用の増加が見込まれる。 ● 下水道への接続率の向上が必要である。 				
市民生活の目標像	市民一人ひとりの心がけと適切な排水処理のおかげで、水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な水循環を守るために、下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）の普及を図り、公共用水域の水質の浄化、生活排水対策を進める。 ● 生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、下水道接続率の向上を図り、行政・市民・事業所が協力して水環境の保全に取り組む。 ● 既設下水道管の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づき点検及び修繕改築を行う。 ● 大規模災害が発生した際に、必要な上下水道機能を確保し、被害を最小限に抑えるため、上下水道耐震化計画に基づき、上下水道施設の一体的な耐震化に取り組む。 				

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

分野6-1 災害対策の充実

			担当部	都市建設部	
施策番号	6-1	施策名	災害対策の充実	主担当課	土木課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度に洪水土砂災害ハザードマップの更新を行った。 ● 市街地浸水地域に対して、水路能力の調査を実施し、貯留施設等の対策を計画実施している。 ● 令和6, 7年度事業で内水浸水想定区域図を作成した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 ● 山間部においては、土砂災害が頻発しており、通行障害やライフラインの確保が困難になる事態が懸念される。 ● 水路等の老朽化が進んでおり、水路構造物の補修等が必要である。 ● 高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 				
市民生活の目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来から市の課題である平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら河川・水路の改修や砂防などの対策を講じる。 ● 河川・水路の改修や砂防などの対策について市民との合意が十分に得られるよう、「洪水土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策について市民との認識共有を図る。 ● 限られた財源のもとで、「人命を守る」ことを最優先課題として各種対策の緊急性を評価し、優先度を明確化した上で施設整備等に努める。 ● 自治会等の地域コミュニティを通して、市民と連携しながら日常的に道路・水路の点検・整備・機能の維持に努め、常に防災施設の機能を最大限に発揮できる状態を維持する。 				

分野6-2 防災体制の充実

				担当部	市長公室
施策番号	6-2	施策名	防災体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	-				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線や無線システム等の災害時における画一的な情報発信手段、市民の防災に対する意識など、様々な不安要素を抱えている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、公助の限界や自助・共助の重要性が叫ばれている中、未だに災害対応は全て行政に任せきりという意識の市民も少なからず存在する。 				
市民生活の 目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害時の避難所生活においては、避難者の心身の健康や安心のために、プライバシーの確保や衛生環境の整備が不可欠である。備蓄物資を拡充し、避難所生活環境の改善を講じる。また、市が確保した備蓄物資等を保管し、物資拠点となる大型防災倉庫を整備する。 ● 大規模災害時においては迅速かつ的確な災害対応を行うため、各機関間の円滑な連絡・調整が必要となる。災害対策本部機能の強化を行うことで、情報の収集や共有を確実に実施し、各機関とともに災害対応を行う。 ● 災害対応においては自助や共助が重要となるが、それらの活動を行うには市民の防災意識の向上が不可欠である。防災訓練の実施や、自主防災組織の育成を行うことで、個人や地域の防災力の向上を図る。 				

分野 6 - 3 交通安全対策の推進

			担当部	市長公室	
施策番号	6 - 3	施策名	交通安全対策の推進	主担当課	危機管理課
関連組織	土木課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全関係団体、警察と共に交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、未だ飲酒運転等の悪質な交通事故が発生している。 ● 高齢化の進行に伴い、高齢者による自動車加害事故が増加している。 ● 自転車運転者の交通ルール無視によって、多くの自転車事故が発生している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。 ● 高齢運転者の安全対策が必要である。 ● 自転車利用者のマナーの向上やヘルメット着用率の向上が必要である。 				
市民生活の 目標像	交通事故防止の取組が充実し、市民が安全に生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故は依然として社会問題となっており、全国的に見ても、特に高齢者や自転車利用者における事故が増加傾向にあり、市としては、交通安全対策を一層強化し、市民の安全を守るための施策を推進する必要がある。各種交通安全対策に関する補助事業等を実施することで、交通事故被害の減少を目指す。 ● 地域住民との連携を強化し、交通安全教育や飲酒運転の根絶等の啓発活動も積極的に行い、交通安全に対する意識を高めていく。 				

分野 6 - 4 防犯体制の充実

				担当部	市長公室
施策番号	6 - 4	施策名	防犯体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	市民協働課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺などの非面前型の犯罪が発生している。 ● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。 ● 自主防犯活動を支援するため、平成 28 年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助金を交付している。 ● 特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金を交付している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化の進行に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した特殊詐欺等非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。 ● 急増している「闇バイト」「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。 				
市民生活の 目標像	犯罪が無く、こどもから大人まで安心して生活できる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、特殊詐欺や強盗事件等が増加しており、市民の安全・安心な生活を守るためには、効果的な防犯対策が不可欠であり、防犯意識を高め、犯罪発生率の低下を目指すため各種防犯対策に関する補助事業等を実施する。 ● 警察や自治会等と連携し、防犯キャンペーンやイベントを共同で実施することで、市民への防犯意識の浸透を図る。 				

分野 6 – 5 消防力の充実強化

				担当部	市長公室
施策番号	6 – 5	施策名	消防力の充実強化	主担当課	危機管理課
関連組織	-				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害など災害が発生すれば、適宜災害対応を行っている。 ● 消防団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や被用者の増加などにより、消防団員数が年々減少しており、人材の育成が必要である。 ● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。 ● 奈良県広域消防組合との連携のための機会確保が困難である。 				
市民生活の 目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。 ● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。 ● 更新年数を経過した車両及びポンプ等について計画的な資機材の整備を行う。 ● 平時から奈良県広域消防組合と意見交換などの連携を進める。 				